

令和8年度胃がんリスク検診（ABC検診）実施要領

1. 検診期間

2026年（令和8年）6月1日 ～ 10月31日

2. 対象者

令和8年度に（令和8年4月1日～令和8年3月31日まで）

40・45・50・55・60・65・70歳の誕生日を迎える市民

40歳	昭和61年4月1日	～	昭和62年3月31日	生まれ
45歳	昭和56年4月1日	～	昭和57年3月31日	生まれ
50歳	昭和51年4月1日	～	昭和52年3月31日	生まれ
55歳	昭和46年4月1日	～	昭和47年3月31日	生まれ
60歳	昭和41年4月1日	～	昭和42年3月31日	生まれ
65歳	昭和36年4月1日	～	昭和37年3月31日	生まれ
70歳	昭和31年4月1日	～	昭和32年3月31日	生まれ

ただし、次に該当する方は対象外です。

- ・過去に藤沢市の胃がんリスク検診を受けたことがある。
- ・ピロリ菌の除菌治療を受けたことがある。
- ・胃の切除術を受けたことがある。
- ・腎不全（クレアチニン 3.0 mg/dL 以上）がある。
- ・胃・十二指腸疾患で治療中であり、定期的に内視鏡検査を受けている。

※検診票の最後の問診欄に、「はい」と回答した場合は受けられません。受診前に確認をお願いします。

3. 検診間隔

同一の対象者が受診できる回数は、年度内1回とします。

4. 受診券

- (1) 対象者には、切り取り型の受診券、受診案内、指定医療機関一覧を送付します。各様式は別冊のとおりです。健康診査の対象者には、健康診査票と健康診査のご案内も同封しています。（5月下旬発送予定）
- (2) 受診券について
受診を希望するがん検診の受診券を切り取って回収してください。
未受診のがん検診がある場合は、他の医療機関で受診する場合がありますので、必ず受診者へ受診券をお返してください。
- (3) 5月下旬の発送時期以降に受診券が届いていない場合や、紛失・破損した場合は、受診者本人が健康づくり課に連絡のうえ、対象者であると確認した場合随時発行しますので、受診券の発行を担当課に依頼するよう、受診者に指導してください（受診者番号の電話での回答はいたしません）。
- (4) 二重受診の防止のため、受診券を再発行した場合は、受診券に「再発行」と記載され、受診者番号が15桁で記載されています（初回発行時は9桁）。市でも受診券の再発行に際し、受診歴の確認を行います。システムのデータ反映に3ヶ月程度を要することから、各医療機関におきましても、当該年度内に検診の受診歴がないか確認をお願いいたします。

5. 受診者費用（自己負担金）

（1）受診した医療機関の窓口において、自己負担金の徴収又は免除を行ってください。

【自己負担金の額】（貴医療機関の領収書を必ず発行してください。）

費用徴収者 1, 0 0 0 円

※検診とあわせて診療や薬の処方を行い、自己負担金以外の金額を徴収するときは、必ず受診者への説明を行ってください。

※市では、6月から実施のがん検診が健康診査と同時に行われることを想定しています。健康診査の単価には、初診料・再診料相当分を含んでおりますので、6月から実施のがん検診を健康診査と同時に実施した場合、その他に保険診療を行っても、それに伴う初診料・再診料の医療保険上の算定はできませんので、ご注意ください。なお、治療費の算定はできます。（6月から実施のがん検診が健康診査と同時に行われない場合は、この限りではありません。）

【免除になる方】

※年齢、非課税世帯、障がいによる免除はありませんのでご注意ください。

①生活保護受給者の方

市町村が発行する「生活保護受給証明書」で確認してください。

証明書を持参せずにやむを得ず、受診される場合は、藤沢市生活援護課（電話 5 0 - 3 5 7 2）又は援護を受けている市町村に確認してください。

※他市の生活保護受給証明書を持参している場合は、検診票に写しを添付してください。複数の検診を受診している場合、検診ごとにそれぞれ写しを添付してください。

②支援決定がされた中国残留邦人

市町村が発行する「本人確認証」で確認してください。

（2）費用免除制度は、さかのぼって申請することはできません。必ず受診日当日か、検診結果を取りに来る時に確認してください。

6. 検診内容

【一次検診（市の検診）】

問診、血液検査（ペプシノゲン量、ヘリコバクター・ピロリ抗体）

【二次検診—精密検査（保険診療）】

内視鏡による検査

※精密検査医療機関への紹介に伴う情報提供料は、藤沢市医師会と次のとおり申し合わせています。原則、二次検診医療機関として受託をしている医療機関に精密検査の紹介をしてください。対象機関は別冊の資料集を参照。

- ・受託している精密検査医療機関の場合：情報提供料（紹介料）は徴収しません。
- ・受託していない医療機関や最初から大学病院などに紹介する場合：受診者の同意を得て、情報提供料（紹介料）を徴収してください。

要精密検査者で、年度内に精密検査状況の把握が出来なかった方については、翌年度に精密検査の追跡調査をさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

7. 委託単価・支払い

委託金額（消費税込み）は次のとおりとし、振込元は藤沢市になります。

- ・負担金徴収者 2, 4 7 6 円
- ・負担金免除者 3, 4 7 6 円

支払いは、提出期限の約1ヶ月後になります。

通帳には、「フジサワシ」と印字され振り込まれます。

市からの振込で同日に同一口座への振込が複数ある場合は、合算した金額で振り込まれます。

報告件数や請求額の確認用に、完了報告書の内容をお手元に控えてください。

8. 検診票について

- (1) 検診票の1枚目は藤沢市提出用、2枚目は一次検診医療機関用、3枚目は受診者用、4枚目は精密検査依頼状の4枚複写となっています。
- (2) 藤沢市提出用（1枚目）は、完了報告書と一緒に健康づくり課に提出してください。
- (3) 一次検診医療機関用（2枚目）は、一次検診医療機関で保管してください。
- (4) 受診者用（3枚目）は、検診結果を必ず記入し、受診者に結果を説明のうえお渡しください。対面での結果説明を基本としますが、やむを得ない事情（受診者の健康状態等で後日来院できない場合）により、検診結果を郵送で行う場合で、要精密検査者には、精密検査の受診方法等わかりやすい案内も同封し、精密検査を受診するよう通知してください。
- (5) 精密検査依頼状（4枚目）は、精密検査（内視鏡等）を他医療機関に依頼する場合に使用してください。ピロリ菌の除菌が必要な場合は、どちらで除菌治療を行うのか記載してください。
- (6) 検診票や市作成の帳票がなくなった場合は、健康づくり課に請求、又は藤沢市公式ホームページからダウンロードしてください。郵送の場合、医療機関に届くまで数日かかりますので、余裕を持って請求してください。

9. 検診票の記入及び実施内容について

- (1) 受診者番号は、受診券に記載されている9桁の「受診券番号」が正しく記載されているか確認してください。
※受診者番号は、初回発行時は9桁、再発行時は15桁で受診券に記載されています。
- (2) 検診票の右肩上の、「☐徴収」又は「☐免除」の各項目、いずれかにチェックをしてください。
- (3) 受診者氏名、住所、その他問診事項等は黒又は青のボールペン（消えるボールペンは不可）で、受診者の方に記入するようお伝えください。
- (4) 検診年月日、数値、判定区分は必ず記入してください。
ヘリコバクター・ピロリ抗体の「判定基準【陽性】（ ）U/mL以上」の（ ）内は使用する検査キットの陽性となる基準値を記入してください。
ヘリコバクター・ピロリ抗体の数値が基準値未満の場合は、0.0と記入してください。
- (5) 検診結果が、「要精密検査」の場合は精密検査を受けるよう、受診者に必ず指導してください。
- (6) 左下の要精密検査になった場合の記入欄は、検診票を提出するまでにわからない場合は、空欄で提出してください。
- (7) 医療機関番号欄には藤沢市医師会が指定する番号のうち、下5桁の番号を記入してください。
- (8) 一番下には、医療機関名、所在地、医師名も記入してください。

10. 報告書等の提出期日について

- (1) 件数の多少に関わらず、月まとめにして、次の書類を健康づくり課へ提出してください。
①胃がんリスク検診（ABC検診）検診票（4枚のうち上から1枚目）

徴収者・免除者の別に綴ってください。

②胃がんリスク検診（ABC検診）完了報告書

綴る必要はありません。検診票の上に重ねてまとめてください。

※報告書に記載する医療機関名、氏名は指定医療機関名として事前に提出されているものと合致させてください。

※書き誤りがあった場合は、新しい用紙に書き直すか二重線で消し、訂正してください。修正液等は使わないでください。

③受診券

検診票とは別にし、順不同で胃がんリスク検診の受診券だけを輪ゴム等でまとめてください。（ホチキスではとめないでください）

（2）提出期日は次のとおりです。

毎月月末までに実施した分を、まとめて翌月20日（当日が土日祝日の場合は前開庁日）必着で、健康づくり課へ提出してください。

（3）提出先は次のとおりです。

提出先

〒251-0022 藤沢市鵠沼2131番地の1

藤沢市 健康づくり課（保健所・南保健センター3階）

提出受付時間 8：30～17：00（土日祝日を除く）

（郵送で提出する場合は適切な方法（記録が確認できるなど）で発送してください。）

※ただし、各月の提出期日を過ぎた報告書等については、藤沢市医師会に提出してください。

2026年（令和8年）11月21日から11月27日までを帳票整理期間として、藤沢市医師会が検診実績に誤りや漏れ等がないかを取りまとめ、確認のうえ藤沢市に報告するものとします。

1 1. 胃がん検診手帳

胃がんの発生にはピロリ菌が大きく関与していることから、市民が自己責任のもと、胃がん予防のためピロリ菌除菌治療（一次予防）、胃バリウム・内視鏡検査（二次予防）に積極的に取り組んでいただくために、受診者に胃がん検診手帳を配布してください。

受診者の紛失等で希望があった場合は、胃がん検診手帳をお渡しください。

1 2. 精密検査連絡票について

精密検査医療機関には精密検査連絡票をお送りしています。

1枚目は精検医療機関用、2枚目は一次検診医療機関用、3枚目は藤沢市提出用になっています。

2枚目の一次検診医療機関用は、精密検査の結果報告として一次検診医療機関へ渡してください。

3枚目の藤沢市提出用は、月まとめて健康づくり課へ提出してください。

一次検診と精密検査医療機関が同じで治療医療機関も同じ場合は、一次検診医療機関に○を付けてください。

1 3. 資料等

P5・・・・・・胃がんリスク検診（ABC検診）完了報告書

P6・・・・・・胃がんリスク検診（ABC検診）完了報告書 記入例

P7・・・・・・胃がん検診（ABC検診）検診票 記入例

P8・・・・・・胃がん検診フローチャート